

鳥取市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年7月5日

鳥取市長 深澤 義彦

鳥取市条例第19号

鳥取市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部を改正する条例

鳥取市廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成5年鳥取市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第30条中第2項を削り、第3項を第2項とする。

第30条の2中「前条第3項ただし書」を「前条第2項ただし書」に改める。

第32条第3項第4号中「（申請者が法人であるときは、その業務を行う役員を含む。）」を削り、同号ア中「ト」を「ル」に改める。

別表可燃ごみの部を次のように改める。

可燃ごみ（市が収集し、運搬する場合に限る。）	可燃ごみの指定袋大1枚につき60円
	可燃ごみの指定袋中1枚につき40円
	可燃ごみの指定袋小1枚につき30円
	可燃ごみの指定袋極小1枚につき15円

別表動物の死体の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。